

農地法第3条の3の規定による届出 添付書類

国分寺市農業委員会

1. 手続きの流れ

- (1) 届出書と必要書類を農業委員会へ提出。(郵送での受付は行っておりません。)
- (2) 農業委員会で届出内容を確認。
②記載内容に不備がなく、添付書類が全てそろっている場合のみ受理します。
- (3) 届出後、事務局にて現地を確認。
- (4) 届出内容に不備が無ければ、受理通知書を発行。
③受理通知書は原則として受付後2週間以内に交付します。
- (5) 届出者が受理通知書を受領。(本人確認書類を御持参ください。)

2. 届出に必要な書類

		必要書類	注意事項等
1	☐	届出書	届出者が複数いる場合は、全員の自署。自署できない場合は記名押印。
2	☐	土地の登記事項証明書 (最新のもの)	全部事項証明書に限る。 インターネットでの取得は不可。
3	☐	案内図	住宅地図のコピー等。 申請地を朱色で囲ってください。
4	☐	公図の写し (最新のもの)	法務局、または市の課税課等で取得。 インターネットでの取得は不可。 申請地を朱色で囲ってください。
5	☐	※委任状→届出者以外の者が 手続きをする場合。	委任状は必ず委任者本人が自署。自署できない場合は記名・押印。

※土地所有者が複数(共有名義)の場合は、所有者全員の氏名を自署してください。(自署できない場合は記名・押印)

国分寺市農業委員会事務局

042-312-8612